



旭川市立新富小学校

学校いじめ防止基本方針



平成26年4月

(令和8年4月 改訂)

【目次】

はじめに	…	2
第1章 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項		
1 いじめの防止等の対策に関する基本理念		
2 市立学校の責務等	…	3
3 いじめの定義等		
（1）「いじめ」の定義	…	4
（2）いじめの内容	…	5
（3）いじめの要因	…	6
（4）いじめの解消		
（5）いじめの重大事態	…	7
第2章 学校が実施するいじめの防止等の取組		
1 本校のいじめの実情及び令和8年度の目標（指標）		
2 児童が主体となった取組の推進	…	8
3 いじめ防止等の対策のための組織の設置		
（1）学校いじめ対策組織の構成（2）学校いじめ対策組織の体制		
（3）学校いじめ対策組織の役割		
4 いじめ防止の取組	…	9
5 いじめの兆候の早期発見と積極的な認知	…	10
◇家庭用 子どもの様子チェックリスト	…	11
◇いじめの発見・観察ポイント（保護者用）	…	12
	…	13
◇いじめ発見・見守りチェックリスト	…	14
◇主な相談窓口	…	15
6 いじめへの迅速かつ適切な対応	…	16
7 いじめの解消	…	17
◇早期発見・事案対応マニュアル	…	18
◇いじめ事案対応フロー	…	19
8 家庭や地域、団体との連携	…	20
9 関係機関等との連携		
◇いじめ等に関する相談対応フロー	…	21
10 重大事態への対応	…	22
◇不登校重大事態に係る対応フロー	…	23
11 学校いじめ防止基本方針の見直しと公表	…	24
12 新富小学校いじめ防止プログラム	…	25
	…	26
第3章 その他の留意事項	…	27

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、児童だけの問題ではなく、様々な場面で起こり得る社会全体に関する問題といえるものです。

本校では、これまでも、いじめは決して許されない行為であるとの認識の下、いじめられている児童がいた場合には最後まで守り抜き、いじめをしている児童にはその行為を許さず、毅然と指導するとともに、どの児童にも、どの学校でも起こりうるものであることを十分認識の上、その防止と対処に努めてきたところです。

いじめの問題は、人間関係のもつれ等に起因しているため、児童や教職員、保護者等がより良い関係をどう築いていくかということを経営の基軸に据え、家庭や地域と連携し、学校を取り巻く全ての人の心が通い合う教育の充実を図ることが大切です。

そのため、本校においては、「旭川市いじめ防止対策推進条例」（以下「条例」という。）や「旭川市いじめ防止基本方針」、「いじめ防止対策推進法」に基づき、「いじめの防止等のための基本的な方針（以下「国の基本方針」という。）」等を参考に、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するための「学校いじめ防止基本方針」を策定します。また、学校・教育委員会といじめ防止対策推進部が一体となったいじめ防止対策を行うとともに、学校いじめ対策組織を設置し、いじめの防止に向けた取組の充実と適切で迅速な対処に努めます。

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

本市では、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）における基本理念を踏まえ、条例第3条において、いじめの防止等の対策に関する基本理念が次のとおり定められています。

- いじめの防止等のための対策は、いじめが、いじめを受けた児童の尊厳を傷つける行為かつ重大な人権侵害であるとの認識の下、全ての児童が安心して生活し、及び学ぶことができるようにし、並びに学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- いじめの防止等のための対策は、全ての児童がいじめを行わず、他の児童に対して行われるいじめを知りながら見て見ぬふりをせず、いじめの防止のために主体的に行動できるようにするため、児童のいじめの問題に関する理解を深めることを旨として行われなければならない。
- いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市、学校、保護者、市民等及び関係機関の連携の下、当該児童が苦痛を感じている状況を積極的に捉え、速やかに対応するとともに、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

本校では、本基本理念を踏まえ、いじめは、全ての児童に関係する問題と捉え、適切で迅速な対処に努めます。

2 市立学校の責務等

本市においては、条例により、市立学校の責務が次のとおり定められています。

第5条 市立学校の責務

市立学校は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第22条に規定する組織を置くとともに、基本理念に則り、当該市立学校全体でいじめの防止等に取り組む責務を有する。

- 2 市立学校は、在籍する児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、法第22条に規定する組織において、迅速かつ適切に対処する責務を有する。
- 3 市立学校は、市長が実施するいじめの防止等のための対策に協力するものとする。

本校は、法と条例に基づき、この責務を果たすために迅速かつ適切に対処します。

また、条例では、保護者の責務、児童の心構え及び市民等の役割についても、次のとおり定められています。

第6条 保護者の責務

保護者は、その保護する児童生徒がいじめを行うことのないよう、当該児童生徒に対し、他の児童生徒に対する思いやりその他の倫理観を養うために必要な指導を行うよう努めるものとする。

- 2 保護者は、その保護する児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切に当該児童生徒をいじめから保護するとともに、学校、市又は関係機関に相談するよう努めるものとする。
- 3 保護者は、市及び学校が行ういじめの防止等のための対策に協力するよう努めるものとする。

第7条 児童生徒の心構え

児童生徒は、互いの人権を尊重し、他の児童生徒に対して思いやりを持って接するよう努めるものとする。

- 2 児童生徒は、いじめが、いじめを受けた児童生徒の尊厳を傷つける行為かつ重大な人権侵害であること及び他の児童生徒に対して決して行ってはならないことを理解し、いじめの防止に主体的に取り組むよう努めるものとする。
- 3 児童生徒は、いじめを受けたと思われるとき、又は他の児童生徒がいじめを受けているとき、若しくはいじめを受けていると思われるときは、速やかに、学校、保護者、市又は関係機関に相談するよう努めるものとする。

第8条 市民等の役割

市民等は、基本理念に則り、児童生徒に対する見守り、声かけ等を行うなど、児童生徒と触れ合う機会を大切にするよう努めるものとする。

- 2 市民等は、児童生徒がいじめを受けているとき、又はいじめを受けていると思われるときは、速やかに、市、学校又は関係機関に相談又は通報を行うよう努めるものとする。

本校は、保護者や児童、地域の方々と連携し、日頃より関係を密にするとともに、情報共有と信頼関係の構築に努めます。

3 いじめの定義等

(1) 「いじめ」の定義

条例では、「いじめ」をはじめとする用語について定義されています。

「いじめ」については、法第2条における定義と同内容であり、いじめを受けた児童の主観を重視した定義となっています。

第2条 定義

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) いじめ

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめを理解するに当たっては、次のことに留意します。

- 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、いじめを受けた児童の立場に立って行う。
- 法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることがないように努める。例えば、いじめを受けた児童の中には、「いじめを受けたことを認めたくない」、「保護者に心配をかけたくない」などの理由で、いじめの事実を否定する児童生徒がいることが考えられる。このことから、いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた児童や周辺の状況等を踏まえ、法の定義に基づき判断し、対応する。
- インターネットを通じたいじめなど、本人が気付いていない中で誹謗中傷が行われ、当該児童が心身の苦痛を感じていない場合も、いじめと同様に対応する。
- 児童の善意に基づく行為であっても、意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまい、いじめにつながる場合もあることや、多くの児童が被害児童としてだけではなく、加害児童としても巻き込まれることや被害、加害の関係が比較的短期間で入れ替わる事実を踏まえ、対応する。
- 軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害児童が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、いじめという言葉を使わず指導するなど、状況に応じ、柔軟に対応する。ただし、これらの場合であっても、いじめに該当するため、事案を法第22条及び条例第5条に規定する組織（以下「学校いじめ対策組織」という。）で情報共有して対応する。
- けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。日頃からグループ内で行われているとして、けんかやふざけ合いを軽く考え、気付いていながら見逃してしまうことがないように、ささいに見える行為でも、表

には現れにくい心理的な被害を見逃さない姿勢で対応する。

- 児童が互いの違いを認め合い、支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成を図る観点から、学校として特別な配慮を必要とする児童については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた児童や周囲の状況を踏まえ、法の定義の下に判断し、対処します。また、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」の要件を限定して解釈することがないように努め、いじめを受けた児童の主観を重視した定義とします。

(2) いじめの内容

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがあります。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 など

これらのいじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれるため、教育的な配慮やいじめを受けた児童の意向を十分に配慮した上で、児童の命や安全を守ることを最優先に、早期に警察に相談・通報を行い適切な援助を求め対応するとともに、生徒指導連絡協議会（生徒補導連絡協会）等を活用し、日頃から緊密に連携できる体制を構築します。

また、嫌がらせなどの「暴力を伴わないいじめ」であっても、繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」と同様、生命、身体に重大な危険を生じさせる場合があることに留意します。

(3) いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意します。

- いじめは、児童同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得る。
- いじめは、単に児童だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする「観衆」の存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在や、学級や部活動等の所属集団の構造等の問題により、いじめは行われ、潜在化したり深刻化したりする。
- いじめの衝動を発生させる原因としては、①心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱者を攻撃することで解消しようとする）、②集団内の異質な者への嫌悪感情、③ねたみや嫉妬感情、④遊び感覚やふざけ意識、⑤金銭などを得たいという意識、⑥被害者となることへの回避感情などが挙げられる。
- 一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりや、児童の人間関係をしっかりと把握し、全ての児童が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。
- 児童の発達の段階に応じた「男女平等」、「子ども」、「高齢者」、「障がいのある人」、「性的マイノリティ」、「多様な背景を持つ児童生徒」などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、多様性を認め互いに支え合うことができず、いじめが起こり得る。

(4) いじめの解消

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、必要に応じ、いじめを受けた児童といじめを行った児童との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとします。

ア いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。

○この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害者の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断する場合は、この目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、より長期の期間を設定する。

○学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、いじめを受けた児童生徒を守り通すとともに、いじめを受けた児童及びいじめを行った児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、いじめを止めさせ、必要な措置を講ずるとともに、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

イ いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

○いじめを受けた児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

○学校は、いじめが解消に至るまでいじめを受けた児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性やいじめを受けたことによる心理的な影響が容易には消えない場合も十分にあり得ることを踏まえ、学校の教員は、いじめを受けた児童及びいじめを行った児童について、日常的に注意深く観察する。

(5) いじめの重大事態

重大事態とは、法第28条第1項により次のとおり規定されています。

- ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

アの生命、心身又は財産に重大な被害については、

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 などが該当します。

イの相当の期間については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安としますが、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に対応します。

第2章 学校が実施するいじめの防止等の取組

1 本校のいじめの実情及び令和8年度の目標（指標）

【令和7年度の本校のいじめの実態】

昨年度、本校でいじめと認知された件数は、88件です。うち73件は、担任と児童、保護者と連携し解決に至っています。残りの15件につきましては、現在も経過観察中ですので、引き続き学校全体で状況を確認しながら、解消に向けて進めているところです。

児童アンケートの本校の傾向としては、「いじめはどんなことがあっても許されないと思う」に回答した児童が100%ということから、児童の「いじめはいけないことだ」という意識が非常に高いといえます。

このことから今年度は次の目標を設定しました。

【令和8年度の目標】

○解消率：100% いじめ見逃し率：0%

○「いじめはどんなことがあっても許されないと思う」：100%

※目標達成の手立て～①考えを深める道徳科の授業実践

②児童が主体となる取組の推進

（異学年交流等、よりよい関係づくりと道徳的判断力の向上）

③一人で悩まないという雰囲気づくり、教育相談の実施

④いじめ対策チームを中心に、学校全体で組織的に対応

以上の手立てをふまえて、いじめを未然に防げるよう力を注いでいきたいと考えています。また、PDCAサイクルによる検証・改善の充実に努めます。



2 児童が主体となった取組の推進

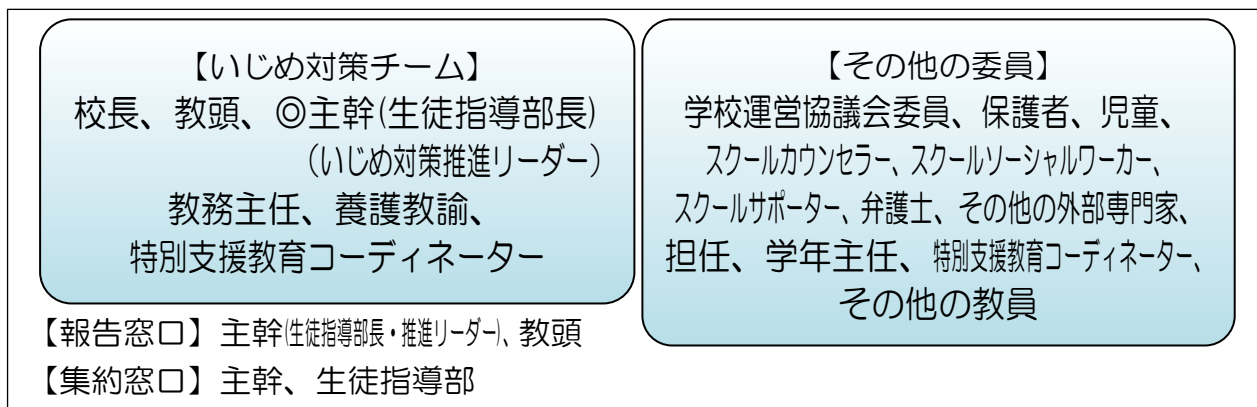
学校は、いじめの芽はどの児童にも生じ得ることを踏まえ、全ての児童を対象に、学校全体でいじめに向かわせないための未然防止の取組として、児童同士が主体的にいじめの問題を考え議論する場の設定や、信頼関係を深め、児童同士のよりよい関係づくりなどのいじめの防止に資する活動に取り組みます。

- 児童会・生活委員会を中心に、いじめの問題等について話し合い、本校の実態に応じた、「フレンド週間」「いじめ防止集会の開催」を実施する。
- 児童会を中心とした取組を行う際に、全ての児童が、いじめ防止の取組の意義を理解し、主体的に参加できるよう活動の工夫を図る。
- 全校児童、又は異学年で交流する集会等の活動を通して、お互いを思いやる心を育てるよう努める。

3 いじめの防止等の対策のための組織の設置

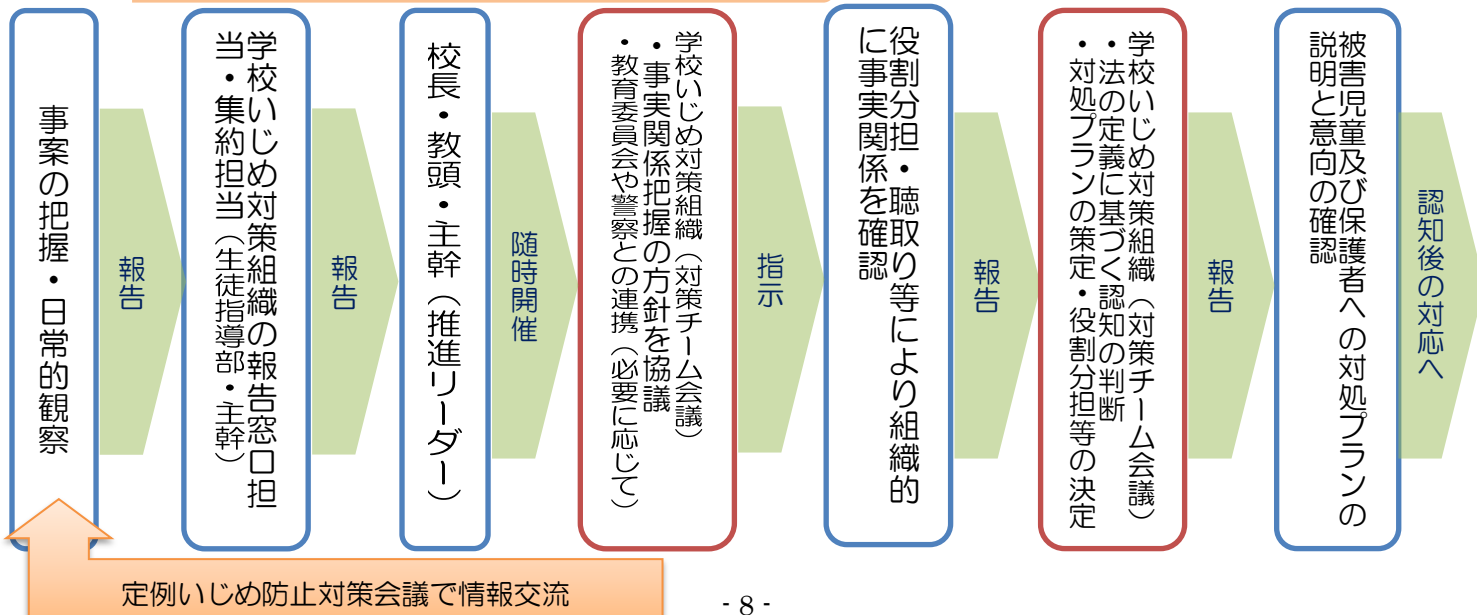
(1) 学校いじめ対策組織の構成

(1) 学校いじめ対策組織（生徒指導委員会）の構成



※学校いじめ対策組織会議については、定例会議を月1回以上開催する。また、学期に1回は、スクールカウンセラーに参加していただく。

(2) 学校いじめ対策組織の体制



(3) 学校いじめ対策組織の役割

- いじめの未然防止のため、いじめが起きにくく、いじめを許さない環境づくりを行う役割
- いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- いじめに係る情報があったときには、情報の迅速な共有及び関係児童に対する聴取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- いじめの解消に至るまでいじめを受けた児童の支援を継続するため、支援内容・情報共有・教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する役割
- いじめを受けた児童に対する支援、いじめを行った児童に対する指導、対応方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に実施する役割
- 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- 学校いじめ防止基本方針が本校の実情に即して適切に機能しているかについて点検、見直しを行う役割
- 「いじめ対策チーム」による会議を含め、学校いじめ対策組織会議の内容を記録し、整理・保管する役割

4 いじめ防止の取組

(1) いじめについての共通理解

- いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点について、職員会議や校内研修において周知し教職員全員の共通理解を図る。
- いじめの未然防止に向けた授業を行うとともに、学校いじめ対策組織の存在や取組について、児童が容易に理解できる取組を進める。

(2) いじめに向かわない態度・能力の育成

- 教育活動全体を通じた道徳教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により児童の社会性を育む取組を進める。
- 児童の発達段階や実態に応じた人権教育の充実により、多様性を理解するとともに、自分の存在と他者の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度を醸成する取組を進める。
- 幅広い社会体験、生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を養う取組を進める。

(3) いじめが生まれる背景と指導上の注意

- いじめの加害の背景には、人間関係のストレスをはじめ、学習状況等が関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感がストレスにならないよう、一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりに努める。
- 教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に最新の注意を払う。

(4) 自己有用感や自己肯定感を育む指導の充実

- 教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じることができ、機会をすべての児童に提供し、児童の自己有用感を高めるよう努める。
- 自己肯定感が高まるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会を設けるなどの工夫に努める。
- 自己有用感や自己肯定感、社会性などは、発達段階に応じて身に付けていくものであることを踏まえ、幼・保・小・中学校間で連携した取組を進める。

保護者の役割

保護者は、その保護する児童に、家庭や地域社会の中で自分の果たすべき役割があることや、自分を認めてくれる人がいることを実感させ、自尊感情を育むことが大切です。

5 いじめの兆候の早期発見と積極的な認知

学校は、いじめが大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、たとえ、ささいな兆候であっても、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを軽視することなく、積極的に認知します。

学校は、いじめの早期発見のため、次の取組を進めます。

- 日常の観察やふれあい活動、定期的なアンケート調査、チェックシートの活動、教育相談の実施などにより、いじめの早期発見に努めるとともに、児童が日頃から相談しやすい雰囲気づくりに努める。
- 児童及び保護者に保健室（養護教諭）や相談室（スクールカウンセラー等）の利用や関係機関等の電話相談窓口について周知し、いじめについて相談しやすい体制を整備する。

保護者の役割

- 保護者は、日頃から家庭において、その保護する児童との会話や触れ合いを通して生活の様子の変化や不安な気持ちなどの兆候をいち早く把握できるよう努め、把握した場合には、児童に寄り添い、悩みや不安等を共感的に理解するとともに、学校をはじめ関係機関等に相談して支援を受けながらその解消に努めることが大切です。いじめの兆候の早期発見のため、次のシートを活用することも効果的です。
- 保護者は、いじめの問題への対応に当たって、いじめを受けた又はいじめを行った児童の保護者、学校と連携し、適切な方法により、問題の解決に努めることが大切です。

家庭用 子どもの様子チェックリスト

子どもの中には、家族に心配をかけたくないという思いから、いじめられていることを打ち明けられないお子さんもいます。しかし、必ずと言ってよいほど兆候が見られます。

いじめを早期に発見するため、次の項目を参考にチェックしてみてください。

登校するまでの様子

- 朝、なかなか起きてこない。
- いつもと違って、朝食を食べようとしない。
- 疲れた表情をしている。ぼんやりとしている。ふさぎこんでいる。
- 登校時間が近づくと、頭痛や腹痛、発熱、吐き気など体調不良を訴えて登校を渋る。
- 友達の荷物を持たされている。
- 一人で登校（下校）するようになる。遠回りをして登校（下校）するようになる。
- 途中で家に戻ってくる。

日常における家庭生活の変化

- 服の汚れや破れ、身体にあざや擦り傷があっても理由を言いたがらない。
- すぐに自分の部屋に駆け込み、なかなか出てこない。外出したがらない。
- いつもより帰宅が遅い。
- 電話に出たがらない。
- お金の使い方が荒くなったり、無断で家から持ち出すようになったりする。
- 成績が下がり、書く文字の筆圧が弱くなる。
- 食欲がなくなる。ため息をつくことが多くなる。なかなか寝付けない。

持ち物の変化

- 持ち物などが壊されている。道具や持ち物に落書きがある。
- 学用品や持ち物がなくなっていく。買い与えた覚えのない品物を持っている。

友人関係の変化

- 遊んでいる際、友達から横柄な態度をとられている。友達に横柄な態度をとる。
- 友達の話をしなくなったり、いつも遊んでいた友達と遊ばなくなったりする。
- 友達から頻りに電話がかかってきて外出が増える。メールや SNSなどを気にする。
- いじめの話をすると強く否定する。

家族との関係の変化

- 親と視線を合わせない。
- 家族と話をしなくなる。学校の話をしなくなるようになる。
- 親への反抗や弟や妹をいじめる、ペットや物にやつあたりする。

お子さんの様子について気になることがありましたら、教職員にお知らせください。スクールカウンセラーに相談することもできます。遠慮なくご連絡ください。

旭川市立新富小学校

電話 0166-24-3278

いじめの発見・観察ポイント（保護者用）

いじめが発見されにくい原因の一つは、お子様が、保護者に心配をかけたくない、いじめられていることが恥ずかしい、いじめを告白するとさらに状況が悪くなるなどと考え、事実を隠そうとすることにあります。

しかし、いじめられているお子様の言動には、何かしら変化が表れます。普段の様子を丁寧に観察していれば、いじめの兆候を見付けることが可能です。

次の観察ポイントを参考に、少しでも気になることがあれば、担任の先生や学年の先生などに相談しましょう。

第1段階 観察しましょう

- 「行ってきます」「ただいま」などの声に元気がない。
- 兄弟姉妹に乱暴な態度をとる。
- 保護者への反発が強くなる。
- 食欲がない。
- 寝言などでうなされることがある。
- 勉強に身が入ってないように見える。
- 帰宅時に洋服が汚れていたり、破れていたりする。
- 最近、よく物をなくす。
- 学校のことを尋ねると「別に」「普通」などと言い、具体的に答えない。
- メールやブログ等を今まで以上に気にする。
- 友達から呼び出される。
- 頭痛、腹痛を訴え、登校を渋る。
- 学校のノートや教科書を見せたがらない。（*教科書への落書き、破れ）
- 保護者の前で宿題をやろうとしない。（*プリントへの落書き、破れ）
- 学校行事に来ないでほしいと言う。
- 学校からのプリントを見せない。
- 放心状態でいることがよくある。
- 何もしていない時間が多い。
- 倦怠感、疲労、意欲の低下が見られる。
- 無理に明るく振る舞っているように見える。

第2段階 いじめられている可能性を疑い、学校に相談しましょう

- 「行ってきます」「ただいま」を言わない。
- 気分の浮き沈みが激しい。
- 兄弟姉妹にあたるが増える。
- 理由もなくイライラする。
- 食欲が無くなり、家族と一緒に食事をしない。
- 成績やテスト結果が急に下がる。
- 制服や衣服の汚れが顕著になる。
- 物がなくなる理由を聞いても「分からない」と反発する。
- 学校のことを詳しく、具体的に聞こうとすると怒る。
- メールやブログ等を見ようとししない。
- いたずら電話がよくかかってくる。
- ちょっとした音に敏感になる。
- 友人からの電話に「ドキッ」とした様子を見せる。
- 親に聞かれないようにひそひそ電話が多くなる。
- 学校や友達の話題を避けるようになる。
- 持ち物への落書きがある。
- 衣服、制服、靴などを親の知らないところで自分で洗う。
- 原因不明の頭痛、腹痛、吐き気、食欲低下等の身体症状が見られる。
- 登校を渋る。
- 身体を見せたがらない。
- 外に出たがらない。外に出たときに周囲を気にする。

第3段階 学校と連絡を取り合って対応しましょう。

- 急に誰かを罵ったりする。
- かばんの中に悪口が書かれた手紙や紙切れがある。
- 身体に理由のはっきりしない傷跡があり、隠そうとする。
- 身体にマジックによるいたずらがある。
- 急に友達関係が変わる。
- 友達から頻繁に呼び出される。
- 学校と家庭で話す内容に食い違いがある。
- 悪夢を見ているようで夜中に起きることがある。
- 部活動を休むことが多くなり、急にやめると言い出す。
- 学校を転校したいと言い出す。
- 金遣いが荒くなったり、保護者の金を持ち出したりするようになる。
- 以前では考えられないような非行行動が見られる。
- 自傷行為（リストカット等）に及ぶことがある。
- 日記等に自己の存在を否定するような文言が見られる。

いじめ発見・見守りチェックリスト

年 組 氏名 _____

新富小学校 生徒指導委員会

朝の会・帰りの会	<input type="checkbox"/> 遅刻・欠席・早退が増えた。 <input type="checkbox"/> 顔色、雰囲気などが普段の様子と違う。 <input type="checkbox"/> 表情がさえない、おどおどしている、うつむいていることが多い。 <input type="checkbox"/> イライラして、物にあたる。
授業の開始時	<input type="checkbox"/> 一人遅れて教室に入る。 <input type="checkbox"/> 泣いている。泣いた形跡がある。 <input type="checkbox"/> 机の上や中が汚されている。 <input type="checkbox"/> 机や椅子が乱雑にされている。 <input type="checkbox"/> 周囲が何となくざわついている。 <input type="checkbox"/> 座席が替わっている。
授業中	<input type="checkbox"/> 特定の児童の名前が何度も話題になる。 <input type="checkbox"/> グループ分けや班活動で孤立しがちである。 <input type="checkbox"/> 配付物がきちんと配られない。 <input type="checkbox"/> 発言すると周囲から意味ありげな笑いが起こる。 <input type="checkbox"/> 冷たい視線が注がれる。 <input type="checkbox"/> 教科書やノートに落書きされる。 <input type="checkbox"/> 保健室に頻繁に行こうとする。
休み時間	<input type="checkbox"/> 職員室や保健室に頻繁に行く。 <input type="checkbox"/> 先生の近くに居ることが多い。 <input type="checkbox"/> 特定の児童を避ける動きが見られる。 <input type="checkbox"/> 一人でぼつんとしている。 <input type="checkbox"/> 特定の児童を囲むように児童が集まる。 <input type="checkbox"/> 遊びでいつも苦しい立場に立たされる。 <input type="checkbox"/> 格闘遊びなどでいつも相手をさせられる。 <input type="checkbox"/> 侮蔑の言葉が特定の児童に対して向けられる。 <input type="checkbox"/> 集団でトイレに行って、なかなか出て来ない。
昼食（給食）時	<input type="checkbox"/> 配膳すると嫌がられる。 <input type="checkbox"/> 食べ物にいたずらされる。 <input type="checkbox"/> 望まないおかずを多く盛られる。 <input type="checkbox"/> 食べ物を他人に取られる。 <input type="checkbox"/> グループから外れて一人で食べる。
清掃時	<input type="checkbox"/> 嫌な作業をいつもやらされる。 <input type="checkbox"/> 最後まで一人で作業をやらされる。
放課後	<input type="checkbox"/> 急いで一人で帰る。 <input type="checkbox"/> 先生に何か言いたそうにしている。 <input type="checkbox"/> 他の児童の分まで荷物を持たされる。
その他	<input type="checkbox"/> 成績が急に下がる。 <input type="checkbox"/> 服が汚れている。不自然な乱れがある。 <input type="checkbox"/> 理由がはっきりしていないあざや傷がある。 <input type="checkbox"/> 日記、作文、絵画、答案等に気になる表現や描写がある。 <input type="checkbox"/> 持ち物に落書きされたり、靴や傘を隠されたりする。 <input type="checkbox"/> 教室の壁や掲示物に、あだ名や悪口などを落書きされる。 <input type="checkbox"/> 悪口を言われても、愛想笑いをする。 <input type="checkbox"/> 人権を無視したようなあだ名を付けられる。

- ◆ 児童のささいな変化に気付き、気付いた情報は抱え込まず、学校いじめ対策組織（生徒指導委員会）において確実に共有し、速やかに対応を！
- ◆ 日常の児童とのふれあいを大切に！
- ◆ 気付いたことを、5W1H（いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように）で付箋用紙等にメモして共有を図るなど、学校全体で早期発見を！
- ◆ 高学年は、「心と身体ストレスチェックシート」を活用し、児童の変化に敏感に！

おも そうだんまどぐち
主な相談窓口

◆旭川市子どもSOS電話相談（いじめ・不登校）

＜電話番号＞ 0120-126-744（いじめなしよ）
＜受付時間＞ 平日 8:45～17:15（祝日、年末年始を除く）

◆少年サポートセンター「少年相談110番」（北海道警察）

＜電話番号＞ 0120-677-110
＜受付時間＞ 平日 8:45～17:30

◆子どもの人権110番（旭川地方務局）

＜電話番号＞ 0120-007-110（ゼロゼロなのひゃくとおばん）
＜受付時間＞ 平日 8:30～17:15

◆旭川法務少年支援センター（旭川少年鑑別所）

＜電話番号＞ 0166-31-5511
＜受付時間＞ 平日 9:00～17:00

◆法テラス旭川

＜電話番号＞ 050-3383-5566
＜受付時間＞ 平日 9:00～17:00

◆上川教育局相談電話

＜電話番号＞ 0166-46-5243
＜受付時間＞ 平日 8:45～17:30

◆子ども相談支援センター（北海道教育委員会）

＜電話番号＞ 0120-3882-56
0120-0-78310（24時間子供SOSダイヤル）
＜受付時間＞ 毎日24時間
＜メール相談＞ sodan-center@hokkaido-c.ed.jp

◆おなやみポスト（北海道教育委員会）

＜Webサイト＞ <https://www2.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/kodomo-sos/>



◆北海道いのちの電話（社会福祉法人北海道いのちの電話）

＜電話番号＞ 011-231-4343
＜受付時間＞ 毎日24時間

◆性暴力被害者支援センター北海道【SACRACH さくらこ】（北海道・札幌市）

＜電話番号＞ 050-3786-0799 または #8891
＜受付時間＞ 平日10:00～20:00（土日祝、12/29～1/3除く）
＜メール相談＞ sacrach20191101@leaf.ocn.ne.jp

◆スクールカウンセラー（SC）への相談も受け付けております。

6 いじめへの迅速かつ適切な対応

(1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その行為を止めさせる。
- いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせた児童の安全を確保する。
- 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに警察等関係機関と連携し、適切な援助を求める。

(2) いじめを受けた児童及びその保護者への支援

- いじめを受けた児童から、事実関係の確認を迅速に行い、当該保護者に伝える。
- いじめを受けた児童の見守りを行うなど、いじめを受けた児童の安全を確保する。
- 必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールサポーター（警察経験者）など外部専門家の協力を得て対応する。

(3) いじめを行った児童への指導及び保護者への助言

- いじめを行ったとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、いじめを止めさせ、その再発を防止する。
- いじめを行った児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、健全な人格の発達に向けた指導を行う。
- 事実関係の確認後、当該保護者に連絡し、以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

- いじめを傍観していた児童に、自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせることはできない場合でも、誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。
- 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという意識を深める。

(5) 性に関わる事案への対応について

- 他の事案と同様に、学校いじめ対策組織において、組織的にいじめであるか否かの判断を行うとともに、児童生徒のプライバシーに配慮した対応を行う。
- 事案の対応に当たっては、管理職や関係教職員、養護教諭等によるチームを編成し、児童に対しての同性の教職員や話しやすい教職員が対応するなど、適切な役割分担を行う。
- 事案に応じて、スクールカウンセラーを含めたチームで対応するとともに、医療機関や警察等の県警機関との連携を図る。
- チームみんなで詳細な情報を共有し、情報管理の徹底に努める。

(6) 関係児童が複数の学校に在籍する事案への対応

- 学校間で対応の方針や具体的な指導方法等に差異に生じないように、教育委員会が窓口となり、各学校との緊密な連携の下、対応への指導・助言を行うとともに、学校相互間の連携協力を促す。

保護者の役割

- 保護者は、その保護する児童がいじめを受けている場合には、気持ちを受け止め、心と体を守ることを第一に考え、「絶対に守る」という気持ちを伝え、安心させるとともに、児童の心情等を十分に理解し、対応するよう努めることが大切です。
- 保護者は、その保護する児童がいじめを行った場合には、自らの行為を深く反省するよう厳しく指導するとともに、児童が同じ過ちを繰り返すことがないように、児童を見守り支えることが大切です。

7 いじめの解消

学校は、単に謝罪をもって安易にいじめが解消されたと判断するのではなく、少なくとも、いじめに係る行為が止んでいる状態が相当期間継続していることや、その時点でいじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないことを本人及びその保護者に対し、面談等により確認します。

学校は、いじめの解消に向け、次の取組を進めます。

- 学校は、いじめが解消に至っていない段階では、いじめを受けた児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。
- 学校は、いじめが解消した状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該児童について、日常的に注意深く観察する。
- 学校は、いじめが解消に至っていない場合、進学先や転校先の学校へ事案内容を引き継ぐと共に、解消に至るまでは引き続き様子を見守る。

※4ページ「いじめの解消」参照

早期発見・事案対処マニュアル

【いじめの把握・報告】

<いじめの把握>

- いじめを受けた児童や保護者
- 学級担任
- 児童アンケート調査や教育相談
- 学校以外の関係機関や地域住民
- 周囲の児童や保護者
- 養護教諭等学級担任以外の教職員
- スクールカウンセラー（SC）
- その他

<いじめの報告>

- 把握者→報告窓口（主幹、生徒指導部）→ 集約担当（主幹・教頭）→ 校長・教頭

いじめ対策組織（対策チーム）会議の速やかな開催

【事実確認及び指導方針等の決定（いじめ対策組織会議）】

- 事実関係の把握
- 「いじめ対処プラン」の作成（指導方針、指導方法、役割分担等の決定）
- 全教職員による共通理解
- いじめ認知の判断
- SCや関係機関等との連携の検討

【いじめ対策組織による対処】

- いじめを受けた児童及び保護者への支援
- 周囲の児童への指導
- 関係機関（教育委員会、こども・女性・若者未来部こども安心課、警察等）との連携
- いじめを行った児童及び保護者への指導助言
- スクールカウンセラーなどによる心のケア

	いじめを受けた児童	いじめを行った児童	周囲の児童
学校	<input type="checkbox"/> 組織体制を整え、いじめを止めさせ、安全の確保及び再発を防止し、徹底して守り通す。 <input type="checkbox"/> いじめの解消の要件に基づき、対策組織で継続して注視するとともに、自尊感情を高める等、心のケアと支援に努める。	<input type="checkbox"/> いじめは、他者の人権を侵す行為であり、絶対に許されない行為であることを自覚させるなど、謝罪の気持ちを醸成させる。 <input type="checkbox"/> 不満やストレスを克服する力を身に付けさせるなど、いじめに向かうことのないよう支援する。	<input type="checkbox"/> いじめを傍観したり、はやし立てたりする行為は許されないことや、発見したら周囲の大人に知らせることの大切さに気付かせる。 <input type="checkbox"/> 自分の問題として捉え、いじめをなくすため、よりよい学級や集団をつくることの大切さを自覚させる。
家庭	<input type="checkbox"/> 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に事実関係を説明する。 <input type="checkbox"/> 今後の指導の方針及び具体的な手立て、対処の取組について説明する。	<input type="checkbox"/> 迅速に事実関係を説明し、家庭における指導を要請する。 <input type="checkbox"/> 保護者と連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。	<input type="checkbox"/> いじめを受けた児童及び保護者の意向を確認し、教育的配慮の下、個人情報に留意しながら、必要に応じて今後の対応等について協力を求める。

- 一定期間（3か月以上）経過後、解消の判断 ※解消とならない場合、対処プランの見直し

【再発防止に向けた取組】

- 原因の詳細な分析
- 事実の整理、指導方針の再確認
- スクールカウンセラーなどの専門家等の活用

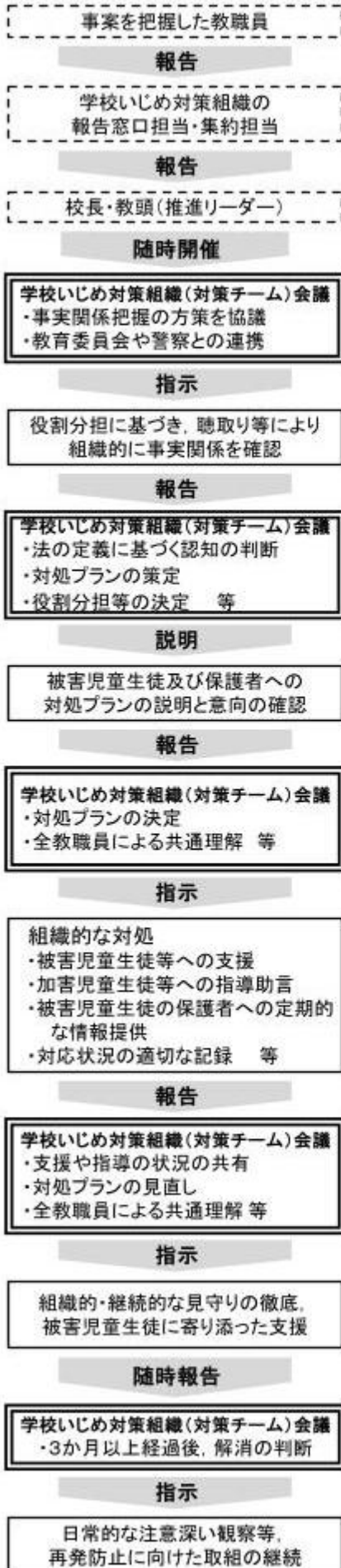
- 学校体制の改善・充実
- 生徒指導体制の点検・改善
- 教育相談体制の強化
- 児童理解研修や事例研究等、実践的な校内研修の実施

- 教育内容及び指導方法の改善・充実
- 児童の居場所づくり、絆づくりなど、学年・学級経営の一層の充実
- 人権に関する教育や道徳教育の充実等、児童の豊かな心を育てる指導の工夫
- 分かる授業の展開や認め励まし伸ばす指導、自己有用感を高める指導など、授業改善の取組

- 家庭、地域との連携強化
- 学校いじめ防止基本方針や、いじめの防止等の考え方や取組等の情報提供や教育活動の積極的な公開
- 学校評価を通じた学校運営協議会等によるいじめの問題の取組状況や達成状況の評価
- 児童のPTA活動や地域行事への積極的な参加による豊かな心の醸成

いじめ事案対応フロー

事案の把握から認知まで



認知後の対応

解消とその後の見守り

把握した情報の速やかな報告

いじめの疑いのある事案を把握した教職員は、速やか(当日のうち)に、報告窓口担当(いじめ対策推進リーダー等)に報告します。教職員が情報を抱え込むことは法第23条第1項に反する行為です。

学校いじめ対策組織(対策チーム)会議の開催①

- いじめの疑いのある事案について報告を受けた場合は、速やかに学校いじめ対策組織会議(又は、対策チーム会議)を開催し、いじめの事実関係把握の方策を協議します。
 - 犯罪行為として取り扱われるべきいじめ行為を把握した際は、直ちに警察に相談・通報し、連携して対応します。
 - 困難ケースに該当する事案については、教育委員会に速報します。
- ※ いじめの定義の3要件を満たす場合は、この時点で積極的かつ幅広く認知した上で、組織的に対応します。

組織的な事実関係の確認

役割分担に基づき、速やかに関係児童生徒から事情を聞き取るなどして、組織的にいじめの事実の有無を確認します。

学校いじめ対策組織(対策チーム)会議の開催②

- 事実確認を踏まえ、法の定義に基づき、いじめの認知を判断します。
- いじめを受けたとされる児童生徒が事実確認を望まない場合や、関係児童生徒から聴き取りした内容に齟齬がある場合など、いじめとされる行為の認定に至らないときであっても、いじめ事案として積極的に認知します。
- 認知の有無にかかわらず、全ての事案についていじめを受けたとされる児童生徒の保護者に連絡します。

教育委員会への報告

いじめ(疑いを含む)事案全て報告
困難ケースに該当する事案の概要の報告

学校いじめ対策組織(対策チーム)会議の開催③

- いじめと認知した場合は、当該児童生徒の心身の苦痛の程度、いじめの行為の重大性等を踏まえ、いじめを受けた児童生徒及び保護者の意向を確認した上で、支援や指導助言の内容や、情報共有の在り方、教職員の役割分担を含む対処プランを決定し、いじめの解消に至るまで組織的かつ継続的に支援や指導を行います。

組織的な対処

- 策定した対処プランに基づき、いじめを受けた児童生徒及び保護者への支援や、いじめを行った児童生徒及び保護者への指導・助言、周囲の児童生徒への指導等を組織的・継続的に行います。必要に応じ、スクールカウンセラーによるカウンセリングの実施など、専門家と連携した支援を行います。
- いじめを受けた児童生徒が、いじめ事案を理由に欠席したと疑われる場合は、学校いじめ対策組織において情報を共有し、困難ケースとして教育委員会に速報します。

教育委員会への報告

認知した全ての事案の状況の毎月の報告
困難ケースに該当する事案の状況の毎週の報告

学校いじめ対策組織(対策チーム)会議の開催④

- 毎月定例の学校いじめ対策組織会議において、支援や指導の状況を共有し、必要に応じて、対処プランの見直しを行います。

いじめを受けた児童生徒と保護者への状況確認

- 認知後に設定した見守り期間(少なくとも3か月)の経過後、いじめを受けた児童生徒とその保護者に対し、①いじめの行為が止んでいる状態が相当期間継続していること、②その時点でいじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないことを面談等により丁寧に確認するとともに、今後も見守りを継続的に行うことを説明します。

学校いじめ対策組織(対策チーム)会議の開催⑤

- 上記①及び②について情報共有し、いじめの解消を判断します。
- 解消とならない場合は、対処プランを見直し、見守り等を継続します。
- いじめが解消した状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に関係児童生徒の様子を注意深く観察します。

8 家庭や地域、団体との連携

学校は、関係機関や保護者、地域等と連携して、いじめの防止等に関する取組を実施します。

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画（学校いじめ防止プログラム）の作成・実施・検証・修正に当たっては、保護者や児童の代表、地域住民などの参画を得て進めるよう努める。
- いじめへの対処に当たっては、必要に応じて、学校いじめ対策組織に、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールサポーター（警察経験者）等の外部専門家を加えて対応する。（再掲）
- 民間の相談機関との連携については、管理職が窓口となり、個人情報保護に配慮しながら、いじめの早期発見のための貴重な情報と受け止めて適切に対応するとともに、対応状況や対応結果等について教育委員会に報告する。

学校は、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるよう、情報モラル教育の充実と啓発に努めます。

- 日常的、計画的に情報モラル教育を進めるとともに、保護者に対して啓発を行う。
- 学校ネットパトロールを計画的に実施し、早期発見に努める。
- 不適切な書き込みを発見した場合は、保護者との協力、連携の下に速やかに削除を求めるなどの措置を講じるとともに、必要に応じて、関係機関に適切な援助を求める。

保護者の役割

- 保護者は、その保護する児童の発達の段階を踏まえ、児童の能力や日常生活に見合ったインターネットの使い方を考えることが大切です。その際、児童が納得できるルールを決めることや、ルールを守れなかったときの対応について話し合うことが重要です。
- 保護者は、その保護する児童にSNSの利用を認める場合は、自他の個人情報を公開しないことや、自分が言われて嫌なことや悪口を書き込まないこと、SNSで知り合った人と会わないことなどを指導することが必要です。

9 関係機関等との連携

学校は、市教育委員会から出されている「いじめ等に関する相談対応フロー」を参考に、市のいじめ・不登校相談窓口や関係機関及び団体に、児童や保護者からいじめ等に関する相談があった場合、適切に対処できるよう、指導の充実と啓発に努めます。

いじめ等に関する相談対応フロー

相談者（児童や保護者等）からのいじめ等に関する相談

※学校の対応状況等を
相談者に適宜報告

いじめ・不登校相談窓口

（こども・女性・若者未来部こども安心課）

- 相談の受理と相談者への助言
- 学校や教育委員会との相談内容の共有について相談者の同意・了承を確認
- ※もしくは、相談者が学校に直接相談できるよう調整

関係機関及び団体

- 相談の受理と相談者への助言
- こども・女性・若者未来部こども安心課、教育委員会・学校との連携の検討

- いじめ・不登校相談窓口や学校・教育委員会に相談するよう相談者に助言
- 相談者の了承を得て、こども・女性・若者未来部こども安心課や学校・教育委員会に相談内容等を情報提供

旭川市いじめ対策会議

（こども・女性・若者未来部こども安心課、教育委員会）

- 学校への確認内容や支援、指導助言の方針・内容等の検討
（警察や児童相談所等の他の公的機関や教育委員会内の関係他課等との連携を要する相談内容については別途対応）

学 校

【相談の受理と情報共有】

- 相談を受けた教員等は、相談者の話を傾聴するとともに、いじめの早期解消等に向けて学校が組織的に対応することを相談者に伝える。
- 相談を受けた教員等→（学級担任等）→いじめ対策推進リーダー→教頭→校長

- 学校の対応状況の確認と支援や指導助言
 - ・相談者への対応状況
 - ・いじめ対策組織会議の開催状況
 - ・いじめ認知の判断
 - ・いじめ対策組織による対処の状況
- ※いじめが解消されるまで学校への支援や指導助言を継続
- ・再発防止に向けた取組の実施状況

【いじめ対策組織会議の開催】

- 事実確認及び指導方針等の決定
- いじめ認知の判断 → 教育委員会への報告
- 全教職員による共通理解
- 対処プランの作成、役割分担等

- 相談者の了承を得られた場合、関係機関及び団体に学校の対応状況等を情報提供

【いじめ対策組織による対処】

- いじめを受けた児童及び保護者への支援
- いじめを行った児童及び保護者への指導助言や、周囲の児童への指導
- スクールカウンセラーの派遣要請
- 関係機関への相談（警察、こども家庭センター、旭川児童相談所等）
- いじめの解消の判断

児童や保護者等からのいじめ等の相談について、市が関係機関及び団体等との連携を行う

【再発防止に向けた取組】

※資料「早期発見・事案対処マニュアル」に掲載

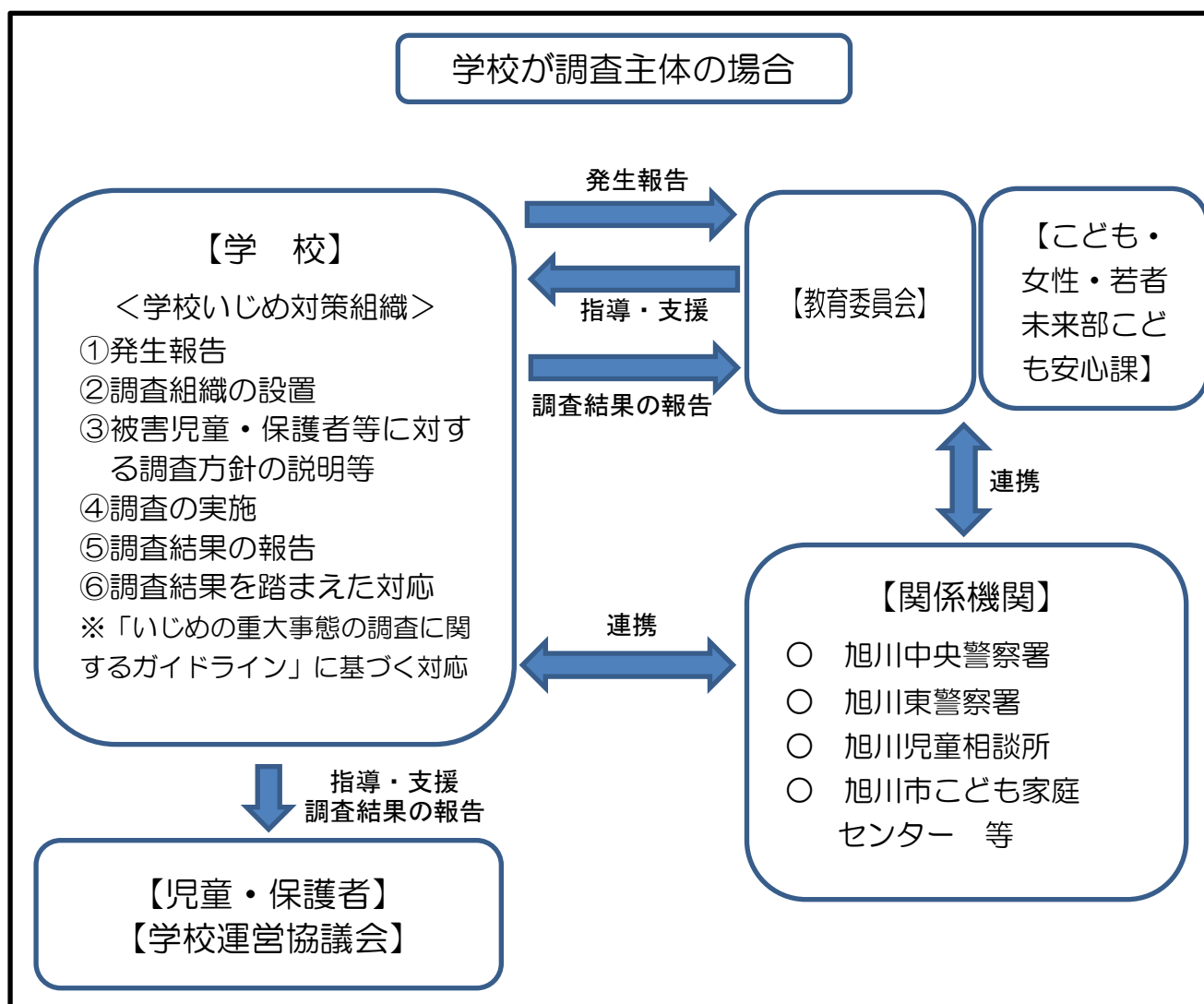
10 重大事態への対処

(1) 重大事態の発生と緊急対応

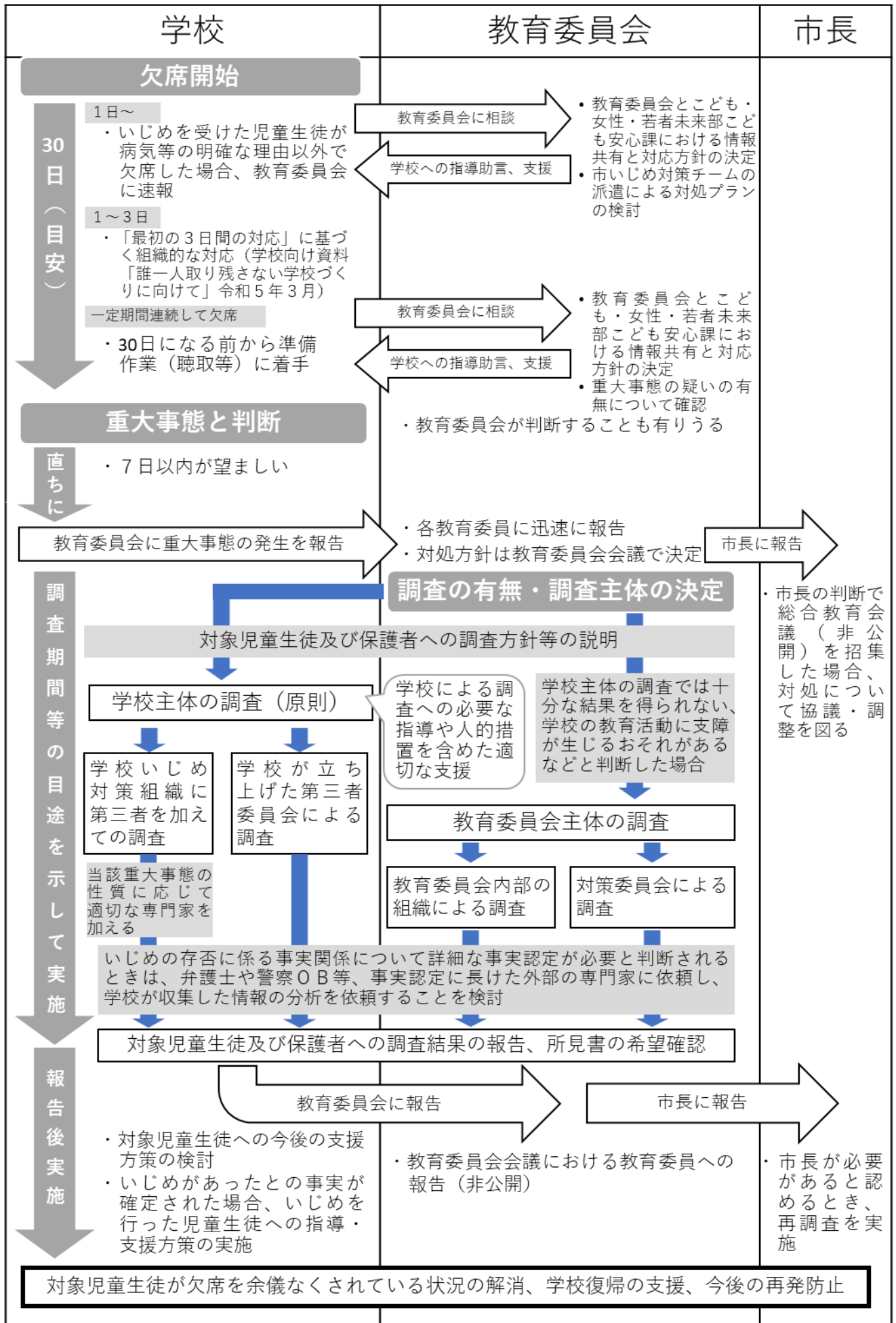
学校は、いじめの重大事態が発生した場合、国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に沿って速やかに対処します。

- 学校は、重大事態が発生した場合、速やかに教育委員会に報告する。
- 教育委員会が、学校を調査の主体とすると判断した場合、既存の学校いじめ対策組織に当該重大事態の性質に応じた適切な専門家を加えた組織において、調査等を実施する。
- 重大事態に至る要因となったいじめについて、事実関係を可能な限り明確にする。
- 調査の進捗状況等及び調査結果は、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、適時、適切な方法で情報を提供する。

(2) 学校による調査



(3) 不登校重大事態に係る対応 **不登校重大事態に係る対応フロー**



(4) 性犯罪・性暴力が疑われる事案への対応

「こども性暴力防止法」は、児童（おおむね 18 歳未満）を対象とした性暴力を予防・防止するための法律で、学校や保育施設など、子どもと関わる事業者・教育機関に対して具体的な義務を課す法律です。2024 年に成立し、令和 8 年（2026 年）12 月 25 日から施行予定です。

I 法の基本目的

- ①子どもと関係する場での 性暴力等を予防・防止すること
- ②子どもが安全に教育・保育等を受けられる環境をつくること

〈対象となる事業者〉

- ①学校設置者（公立学校・幼稚園を含む）
- ②保育所・認可保育園
- ③児童福祉関連の事業者
- ④学習塾や習い事教室など（認定を受けた場合）

II 法が義務付ける主な内容

(1) 性暴力の定義と対応範囲

- ①刑法上の性犯罪行為（不同意性交・わいせつ行為など）
- ②盗撮・のぞき
- ③児童買春・児童ポルノ関係行為
- ④「不適切な言動・行為」など（子どもを不快にさせるもの）

(2) 「不適切行為」とは

- ①SNS での私的な個別連絡
- ②私物スマホで撮影
- ③子どもと 2 人で会う
- ④業務に関係ない身体接触

III 性犯罪歴の確認（日本版 DBS 制度）

・教職員・従事者が 過去に性犯罪をしたことがないか確認する義務が課されます（いわゆる「日本版 DBS」）。これは、学校や保育所が採用時や就労前に性犯罪歴の有無を確認する仕組みです。

○上記について、学校は法に基づき、直ちに警察と連携しながら適切な援助を受け、対応に当たります。

11 学校いじめ防止基本方針の見直しと公表

学校は、教育委員会が作成する「学校いじめ防止基本方針〈策定の指針〉」等の改定や、自校のいじめ防止等の取組状況を踏まえて、毎年度、「学校いじめ防止基本方針」の点検・見直しを図ります。

- 「学校いじめ防止基本方針」を策定又は変更したときは、速やかにこれを公表する。
- 公表方法については、学校ホームページを活用し行う。
- 家庭や地域の理解と協力を得られるように、速やかに取組を進める。

12 新富小学校いじめ防止プログラム

は、未然防止の取組

は、早期発見の取組

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
教職員	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ防止対策組織会議 <ul style="list-style-type: none"> ・学校いじめ防止基本方針の学校ホームページでの公開 ・児童、保護者への説明内容の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ防止対策組織会議 <ul style="list-style-type: none"> ・校内研修の内容の検討及び準備、運営 ・フレンド週間の計画及び運営 ・いじめ、非行防止強調月間の取組の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ防止対策組織会議 <ul style="list-style-type: none"> ・校内研修の内容検討及び準備、運営 ・アンケートの集計、分析 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ防止対策組織会議 <ul style="list-style-type: none"> ・ほっと等、各種調査の実施方法の確認 ・1学期の取組の点検・評価 ・2学期の重点の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ防止対策組織会議 <ul style="list-style-type: none"> ・校内研修の内容検討及び準備、運営 ・ほっと等、各種調査の結果の分析 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ防止対策組織会議 <ul style="list-style-type: none"> ・旭川市生徒指導研究協議会の内容についての還流 ・前期の取組についての点検・評価 ・いじめ非行防止強調月間の取組の検討
	<ul style="list-style-type: none"> ○児童に関わる学校間の情報交流(授業参観等) ○児童に関する情報交流(通年) ○いじめ(疑いを含む)事案報告(毎週) ○学校ネットパトロール(毎月実施) 	<ul style="list-style-type: none"> ○児童指導事例研① <ul style="list-style-type: none"> ・児童に関する情報交流と指導の在り方について ○旭川市生徒指導研究協議会「総会」への参加 ○学校いじめ基本方針についての指導 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめに係る教員の対応力向上に向けた研修 ○CAPプログラムの実施 ○いじめに関する実態調査① ○前後ストレスチェックの実施 ○教育相談① 	<ul style="list-style-type: none"> ○明星中学校区小中連携会議・情報交流 <ul style="list-style-type: none"> ・情報交換・授業参観等 ○命の安全教育の実施 ○SNS安全教育の実施 ○人権教育プログラムの実施 ○動画教材を活用した情報リル学習の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○校内研修・児童アンケートや各種調査結果の活用 ○スクールカウンセラーとの連携(いじめ防止会議の参加等) ○旭川市生徒指導研究協議会への参加 	<ul style="list-style-type: none"> ○各種調査の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・Q-Uテスト ○非行防止教室の実施 ○CAPプログラムの実施(3年生)
児童	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ防止基本方針の説明 ○学習及び生活の基礎づくり <ul style="list-style-type: none"> ・学習規律、学習習慣 ・基本的な生活習慣等 ○いじめ相談窓口の周知 <ul style="list-style-type: none"> ・校内の窓口 ・「子ども版市事への手紙」 ・子ども総合相談センター等 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止の理解を深める学習①(学統活動・道徳の時間) ○学校いじめ防止基本方針についての指導 	<ul style="list-style-type: none"> ○児童アンケート調査① ○前後ストレスチェックの実施 ○いじめ、非行防止強化月間① <ul style="list-style-type: none"> ・フレンド週間の実施 ・友達の良いところをみつけよう 	<ul style="list-style-type: none"> ○全校集会の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ニコットふれあいタイム等 ○命の安全教育の実施 ○SNS安全教育の実施 ○人権教育プログラムの実施 ○動画教材を活用した情報リル学習の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○「旭川市生徒指導研究協議会」への参加 	<ul style="list-style-type: none"> ○各種調査の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・Q-Uテスト ○非行防止教室の実施 ○CAPプログラムの実施(3年生)
	<ul style="list-style-type: none"> ○新富広場(一年生を迎える会) 	<ul style="list-style-type: none"> ○新富広場(一年生を迎える会) 	<ul style="list-style-type: none"> ○参観日における道徳の授業公開 ○包括的性教育に係る取組の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○参観日における道徳の授業公開 ○包括的性教育に係る取組の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○「旭川市生徒指導研究協議会」への保護者の参加呼びかけ ○愛のパトロール(PTA、教職員) 	<ul style="list-style-type: none"> ○「旭川市生徒指導研究協議会」への保護者の参加呼びかけ ○愛のパトロール(PTA、教職員)
家庭・地域	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者懇談会 ・学校いじめ防止基本方針の説明 ・インターネット上のいじめの防止に関わる啓発 ○住居確認訪問 ○チャットリストの活用(通年) ○いじめに関わる情報収集(通年) 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校運営協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・学校いじめ防止基本方針等の説明 ○教育相談(保護者) ○CAPプログラムの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○1学期の取組の状況等についての公表 <ul style="list-style-type: none"> ・学校により ・参観日等 ○教育相談(保護者) ○CAPプログラムの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○1学期の取組の状況等についての公表 <ul style="list-style-type: none"> ・学校により ・参観日等 ○教育相談(保護者) ○CAPプログラムの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○「旭川市生徒指導研究協議会」への保護者の参加呼びかけ ○愛のパトロール(PTA、教職員) 	<ul style="list-style-type: none"> ○「旭川市生徒指導研究協議会」への保護者の参加呼びかけ ○愛のパトロール(PTA、教職員)

○危機対応マニュアルに基づく性的ないじめ事案等への対処、対応の徹底・検証

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
教職員	<p>○学校いじめ防止対策組織会議 ・校内研修の内容の検討及び準備 ・後期の重点的な取組</p> <p>○いじめに関する実態調査② ○前後ストレスチェックの実施</p> <p>○教育相談②(懇談)</p>	<p>○学校いじめ防止対策組織会議 ・アンケート調査の取りまとめ及び結果の分析 ・学校評価における点検項目についての検討</p> <p>○児童に関わる校内の情報交流(授業参観等)</p> <p>○校内研修 ・事例に基づく対応の仕方について②</p> <p>○動画研修を活用した情報モラル学習の実施</p>	<p>○学校いじめ防止対策組織会議 ・2学期の取組の点検・評価 ・3学期の重点の検討</p> <p>○学校評価 ・いじめの防止等に関わる取組についての点検</p> <p>○スクールカウンセラーとの連携(いじめ防止会議の参加等)</p>	<p>○学校いじめ防止対策組織会議 ・学校評価の結果の分析 ・いじめ防止に係る学年集会の内容の検討</p> <p>○明星校区小中との連携・情報交流 ・情報交換・授業参観等</p> <p>○校下小中学校との連携・情報交換・授業参観等 ・他学年との交流等</p>	<p>○学校いじめ防止対策組織会議 ・校内研修の内容の検討及び準備・運営 ・1年間の取組についての点検・評価</p> <p>○いじめに関する実態調査③ ○前後ストレスチェックの実施</p> <p>○教育相談③(懇談)</p> <p>○児童アンケート調査③ ○前後ストレスチェックの実施</p>	<p>○学校いじめ防止対策組織会議 ・学校評価等を踏まえた、学校いじめ防止基本方針等の見直し ・新年度における学校いじめ防止プログラム作成</p> <p>○校下小中学校との連携 ・情報交換・授業参観等 ・進学に伴う情報交換等</p>
児童	<p>○児童アンケート調査② ○前後ストレスチェックの実施</p> <p>○いじめ防止の理解を深める学習(学級活動・道徳の時間)</p> <p>○いじめ・非行防止強化月間② ・いじめ防止の取組</p>	<p>○動画研修を活用した情報モラル学習の実施</p>	<p>○参観日における道徳の授業公開 ○包括的性教育に係る取組の推進</p>	<p>○校下小中学校との連携・情報交換・授業参観等</p> <p>○全校集会の実施 ・他学年との交流等</p>	<p>○校下小中学校との連携 ・情報交換・授業参観等 ・進級に伴う情報交換</p> <p>○新富広場(六年生を送る会)</p>	<p>○校下小中学校との連携 ・情報交換・授業参観等 ・進学に伴う情報交換等</p>
家庭・地域	<p>○学校運営協議会 ・2学期の取組について</p>	<p>○参観日における道徳の授業公開 ○包括的性教育に係る取組の推進</p>	<p>○2学期の取組の状況等 についての公表 ・学校だより ・参観日 等</p> <p>○保護者アンケートの実施</p>	<p>○参観日における道徳の授業公開 ○包括的性教育に係る取組の推進</p>	<p>○3学期の取組の状況等 についての公表 ・学校だより ・参観日 等</p> <p>○学校運営協議会 ・1年間の取組状況の説明 ・次年度の学校いじめ防止基本方針に関わる協議</p> <p>○学校関係者評価の実施</p>	<p>○3学期の取組の状況等 についての公表 ・学校だより ・参観日 等</p>

第3章 その他の留意事項

1 学校評価を踏まえた取組の改善

学校評価において、いじめ防止のための取組に係る達成目標を設定し、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善・充実に取り組めます。

2 校内研修の充実

全ての教職員の共通認識を図るため、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を計画的に行います。

スクールカウンセラーや、旭川市子ども総合相談センターのスクールソーシャルワーカーや臨床心理士等を活用し、教職員のカウンセリング能力等の向上のための校内研修の実施に努めます。

3 校務の効率化

教職員が児童と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるよう、管理職は、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図ります。

4 地域や家庭との連携

学校いじめ防止基本方針を学校ホームページに掲載するとともに、年度始めの保護者懇談会等における説明により、家庭や地域に対して、いじめの問題の重要性について認識を広めます。また、学校だよりや学校ホームページ等を通じて、いじめの防止等に関わる児童の自主的な活動や学校の取組等を積極的に発信し、家庭や地域と共通理解を図り、緊密に連携します。